

金沢港クルーズターミナル飲食施設出店者募集仕様書

金沢港クルーズターミナル（以下、「ターミナル」という。）の飲食施設の出店にあたっては、「金沢港クルーズターミナル飲食施設出店者募集要項」に定めるもののほか、この仕様書によるものとする。

1. ターミナル及び飲食施設概要

施設名	金沢港クルーズターミナル
所在地	金沢市無量寺町地内（別紙1参照）
階数	地上3階
施設面積	約10,600㎡ ※展望デッキ含む
施設平面図、立面図等	別紙2,3参照
飲食施設のコンセプト	・金沢港の港内を見渡せるロケーションを活かすとともに、同フロアにあるセミナールームや屋根付き展望デッキも活用することで、賑わいの創出に寄与するものであること ・ターミナル内外で行われる各種イベントに協力的であること
出店場所	ターミナル2階（別紙2参照）
営業開始時期	2020年春
占有可能面積	310㎡ ※うち厨房62㎡
設備	別紙4参照

2. 出店者が負担する経費等

（1）施設使用料

- ①占有部分については年間売上額の5%を目安とし、具体の率について企画提案時に提案するものとする。
- ②当面の使用料は①のとおりとするが、売上高に応じて見直すこともある。
- ③占有部分以外の施設（展望デッキ、セミナールーム等）を使用する際は、ターミナル管理者に使用許可を得たうえで、県条例に基づく使用料を別途徴収する。

（2）光熱水費

電気、ガス、上下水道使用料については、実費負担となる。

（3）電話回線使用料（利用する場合。電話開通に要する費用を含む。）

（4）清掃及びゴミ処理費

占有する床等の衛生管理及び清掃を行うこと。また、飲食店内で出たゴミの処分を行うこと。

（5）営業許可等の申請費用

食品衛生法に基づく営業許可の申請、その他法令が定める関係機関等への申請、届出等については、全て出店者の負担において行うこと。

（6）営業設備費

占有スペース内で使用する厨房機器、テーブル、椅子、什器等の調度備品類のほか営業に必要なもの一切は出店者が準備、設置をすること。

なお、看板等を設置する場合は、事前に県と協議し了承を得ることとする。

(7) 内装工事費

占有するスペースの壁や床、照明等の工事費は出店者の負担となる。

壁及び天井の仕上げについては、不燃材とすること。

なお、意匠や色彩は景観、施設内装に合うように計画し、県と協議のうえ施工すること。

(8) 修繕費

①出店者で設置した設備のほか、建物（天井、壁、床）等について、出店者の責に起因する修繕等にかかる費用は、出店者の負担とする。

②その他の修繕費の負担に疑義が発生した場合は、別途県と出店者が協議するものとする。

(9) 原状復旧費

使用許可期間終了時（更新の許可を取らない場合）等の、設備撤去等の原状復旧費は出店者の負担とする。

3. 使用上の条件及び制限

(1) 使用形態及び使用許可期間

①使用者は使用する部分について、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産目的外使用許可（以下「使用許可」という。）を受けて使用するものとする。

②使用許可期間は1年以内とする。ただし、期間満了時に改めて使用許可を更新することができる。

(2) 使用上の条件及び制限

①営業日及び営業時間

通年営業で、昼夜の営業を基本とし、具体の営業時間については企画提案書において提案するものとする。（出店者の選定後、協議により調整することがある。）

②改装工事等

使用許可後、出店者は自らの責任と負担において指定許可範囲内の改装工事を行うことができる。ただし、工事にあたっては事前に県の承認を受けるものとする。

なお、内装及びレイアウト等について、建築基準法及び関係法令を遵守すること。

③什器、備品等の準備

什器備品類については、県へ申請の上、出店者で開店までに準備、設置するものとする。

④広報活動

店舗に関わる看板・サインの設置、広報活動については事前に県と協議し了承を得ること。

⑤衛生管理

食品衛生法その他関係法令を遵守し、衛生管理及び感染症対策を徹底すること。

⑥食材、物品類の搬入・搬出

食材、物品類の搬入及び廃棄物等の搬出は、あらかじめ県ヘルートを申請し許可を受けること。なお、出入りは関係者出入り口から行うこととし、一般来館者用の出入り口は使用しないこと。また、通行は閉館時間内を基本とする。

⑦事故等への対応

食品衛生法上の発生事案及び事故等が発生した場合には、直ちに県へ報告するとともに、出店者の責に帰する場合には、出店者の責任と負担において対応することとする。

⑧運営形態

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の適用を受ける料理店、カフェ、バー、キャバレーその他これらに類するものを除く。

⑨販売品目及び価格の決定

提供するメニューの一部に、石川らしさや港らしさをできるだけ盛り込んでいただき、企画提案書において提案するものとする。(出店者の選定後、協議により調整することがある)

また、営業中に販売品目を変更する場合も協議が必要とする。

なお、アルコール類の販売は可能であるが、アルコール類の提供を主とする営業は不可とする。

⑩営業状況等の報告

店舗の売上(月別売上、客数、商品別売上集計等)について、四半期ごとに報告を行うこととする。なお、定期報告以外にも必要に応じて報告を求めることがある。

⑪決済

会計にはクレジットカード及び電子マネー等を導入すること。

4. その他注意事項

- (1) ターミナル内には自動販売機を設置する予定がある。
- (2) クルーズ船寄港時や、イベント実施時など、出店者以外の者にターミナル内で物販及び飲食提供等を行わせる場合があるが、この場合の出店者への営業補償は行わない。
- (3) その他、要項及び本仕様書に定めのない事項については、出店者と県の協議により定めるとし、記載事項の解釈について疑義が生じた場合も同様とする。